

就農相談員配置による新規就農者サポート体制

- 農業従事者の高齢化・後継者不足が深刻で、農地の荒廃が懸念される現状において、地域農業の活性化のためには、新規就農者の確保が喫緊の課題
- 令和4年度から「サポート体制構築事業」を活用し、専門的な知識と経験を有する就農相談員を配置して、たまねぎ・みかん等での就農希望者に対して準備段階から営農定着まで一貫した支援体制を構築

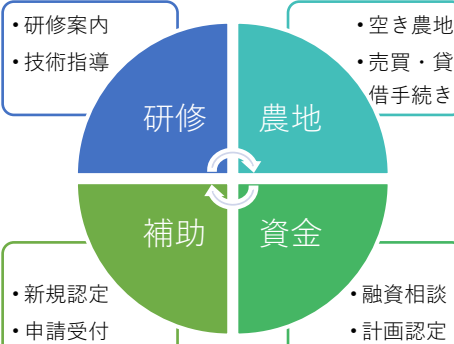
【位置図】

静岡県浜松市



取組前

- 就農希望者が、どこに何を相談すればよいのか分からない、複数の相談先と支援制度が混在する状況



新規就農の実現に向けて効果的な支援が提供できるように
【相談窓口の一元化】が必要

取組内容

- 就農相談員1名を配置**
 - ・農業部門の業務経験がある退職職員を会計年度職員採用
 - ・新規就農希望者への相談対応、青年等就農計画の作成支援
- 合同相談会の開催**
 - ・R4：31回・R5：19回
 - ・R6：6回
- 圃場訪問**
 - ・新規就農者ごとにメンターを任命し、サポートチームを構成して現地で技術指導

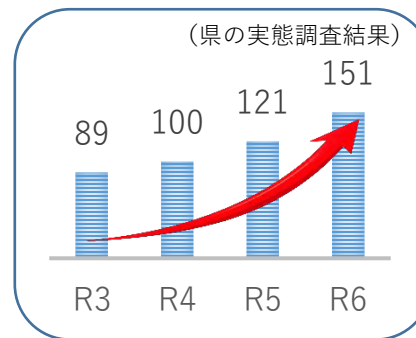


<技術指導の様子>

取組後(成果)

新規就農者の推移

令和3年度：89件
令和4年度：100件
令和5年度：121件
令和6年度：151件



就農相談員配置により、新規就農者数は増加傾向

【サポート体制】

- 浜松市農業振興課：就農相談窓口
 - ・計画作成支援・フォローアップ
- 農業委員会:農地銀行(情報公開)
 - ・農地売買及び賃借の手続き
- 静岡県西部農林事務所：技術指導
 - ・研修事業
- 農業振興公社：農地中間管理
- 農業協同組合：営農指導・販売支援など

<<支援制度>>

- 認定農業者協議会への加入促進
- 経営開始資金・経営発展支援事業など補助事業の活用を支援
- メンター制度により、技術指導・営農相談に対応

就農後の営農定着率向上を図る

新規就農者の声

- 制度の存在すら知らなかったが、説明のおかげで就農を実現できた。
- 補助金などの情報収集が大変だったが、相談員の方に教えてもらい、活用できたことで当初の資金繰りが助かった。

サポート体制構築事業 活用年度：令和4～6年度

【問合せ先】浜松市産業部農業振興課

TEL：053-457-2331

E-mail：noushin@city.hamamatsu.shizuoka.jp

HP：https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/